

令和 7 年 2 月 25 日
九州地方整備局北九州国道事務所

「^{あか}みち灯り」プロジェクト
賛同する企業・団体を公募します！
～明るくて歩いて楽しい安心な道路、街の形成へ～

道路において、国などの道路管理者が設置する照明は道路交通の安全や円滑さを目的としたものですが、地域の方から「夜道が暗いので明るくして欲しい」「街を明るくしたい」など防犯や景観の視点から歩道への照明灯設置のニーズがあります。

このような地域の声に対応するため、全国で初めて※、北九州市小倉北区三萩野交差点周辺（国道3号、10号）で、道路の照明灯の設置・管理を担う企業・団体の公募を行います。

また、本取り組みについて、今後、他の地域への展開を検討するため、企業・団体による照明灯設置のニーズ調査を行います。

賛同して頂ける企業・団体様の多数のご応募をお待ちしております。

※九州地方整備局北九州国道事務所調べ

「^{あか}みち灯り」プロジェクト公募概要

1. 公募期間 令和7年2月25日（火）～令和7年3月14日（金）

2. 応募（提出）方法

① ^{みはぎの}三萩野交差点周辺（国道3号、10号：別添1-1）での照明灯設置
→公募概要を確認のうえ、「参加申請書：別添1-2」を提出

② 他の地域での設置希望調査（ニーズ調査）
→設置希望調査（ニーズ調査）対象道路（別添2-1）を確認のうえ、
「提出様式：別添2-2」を提出

※応募のあった地域については、地元自治体などにも相談しながら検討していきます。

「別添1-2」又は「別添2-2」をメール又はFAXにて提出

※①、②両方に希望がある場合は、別添1-2、別添2-2をそれぞれ提出

3. 提出先 九州地方整備局 北九州国道事務所 計画第一課 宛

E-mail : qsr-kitakyu@ki.mlit.go.jp FAX : 093-951-4494

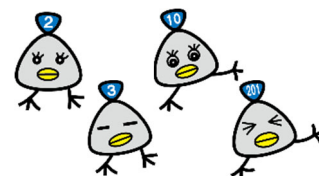
【問い合わせ先】 国土交通省 九州地方整備局 北九州国道事務所

技術副所長 ^{やました まさあき} 山下 正昭

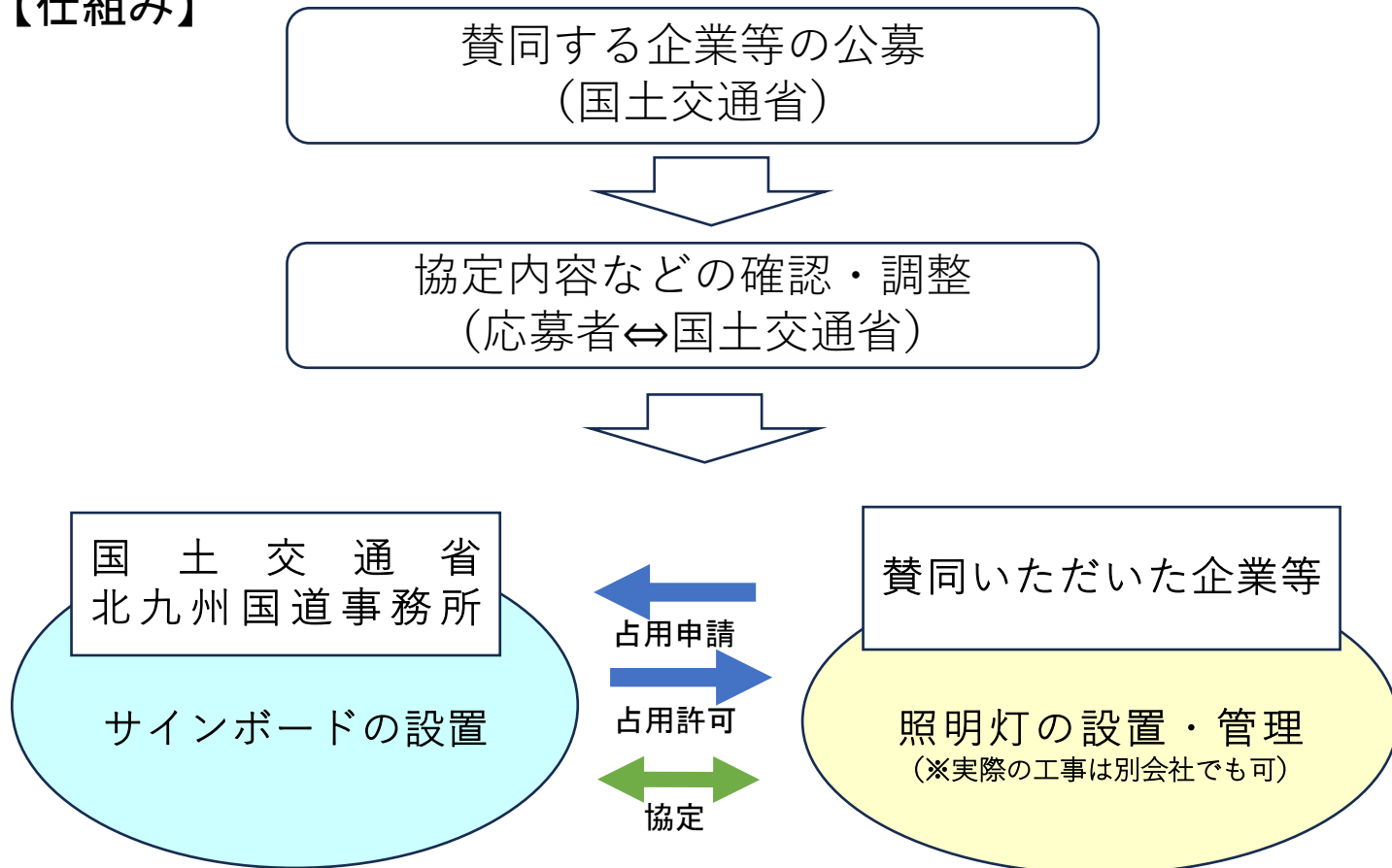
管理第一課長 ^{みやもと こうき} 宮本 幸輝

計画第一課長 ^{すがや しげし} 管谷 滋志

電 話 093-951-4331（代表）



【仕組み】



※整備区間は応募者の申し出を基本としますが、安全性や景観性の観点などから最小延長や照明規格などに一定のルールを定めます。

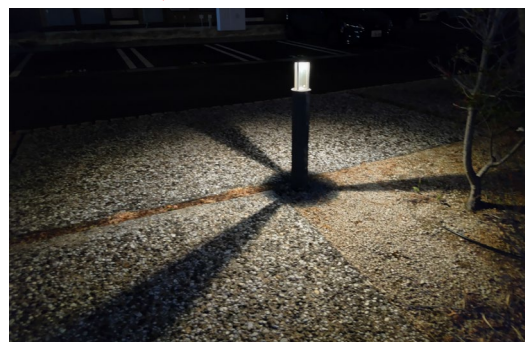
【サインボードのイメージ】



※A2サイズを予定

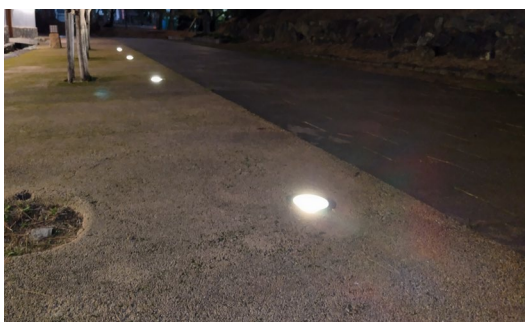
【照明設置イメージ A案】

ポールタイプ



【照明設置イメージ B案】

路面埋込タイプ



【「みち灯り」^{あか}プロジェクト】

公募概要

もりおくと北国4きょうだい



1. 公募の背景と狙い

道路において、国などの道路管理者が設置する照明は道路交通の安全や円滑さを目的としたものですが、地域の方から「夜道が暗いので明るくして欲しい」「街を明るくしたい」など防犯や景観の視点から歩道への照明灯設置のニーズがあります。

今回、地域の企業や団体などを念頭にした民間の費用による照明灯の設置を可能とすることにより、明るくて歩いて楽しい安心な道路、街の形成を目的としています。

2. 公募対象区間

北九州国道事務所が管理する三萩野^{みはぎの}交差点周辺の歩道

(国道3号、10号：別添1参照)

3. 応募資格

次の全ての要件を満たす企業又は団体

- (1) 本プロジェクトに賛同する企業又は団体。
- (2) 照明の設置費用の負担、また設置後の管理が可能であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てを行っていない又は申立てがなされていない者及びこれらの手続中でない者であること。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 特定の政治活動や宗教活動を主たる目的とする者、公序良俗に反する等適当でないと認められる者でないこと。

4. 実施団体の選定

提出された申請書の内容について、北九州国道事務所が、3. 応募資格を満たすことを確認のうえ選定します。

仮に同一区間において複数応募がある場合は、北九州国道事務所が、最小設置延長約50mを目安に分割することや、厳正なる抽選等により実施団体の選定を行う予定です。

5. 選定後の流れ

- ① 選定された団体と北九州国道事務所の協議により、照明灯の仕様を決定
- ② 選定された団体から道路法第32条に基づく道路占用申請書の提出
- ③ 選定された団体と道路管理者で協定書の締結
(本手続き完了後正式に実施団体となる。)
- ④ 道路占用許可書及び協定書に基づき実施団体にて照明灯を設置、その後の維持、管理を行う
- ⑤ 道路管理者は、実施区間及び実施団体を明らかにするため、プログラム名(みち灯り^{あか})及び実施団体名などを表示するサインボードを設置

6. 本取り組みの期間

道路占用許可に基づく占用許可期間は5カ年度以内とし、許可期間終了前に更新の確認を行う。

7. 設置にあたっての留意事項

安全性、景観性、連続性などの観点から照明灯の規格※(形状、照度、色彩など)及び設置位置について、道路法等による道路占用に関する許可基準に基づき北九州国道事務所が事前に確認し認めたものとします。

※設置する照明灯は、配線を必要としない自発光タイプを想定しています。

8. 費用負担

照明灯設置・管理費用：実施団体

サインボードの設置：北九州国道事務所

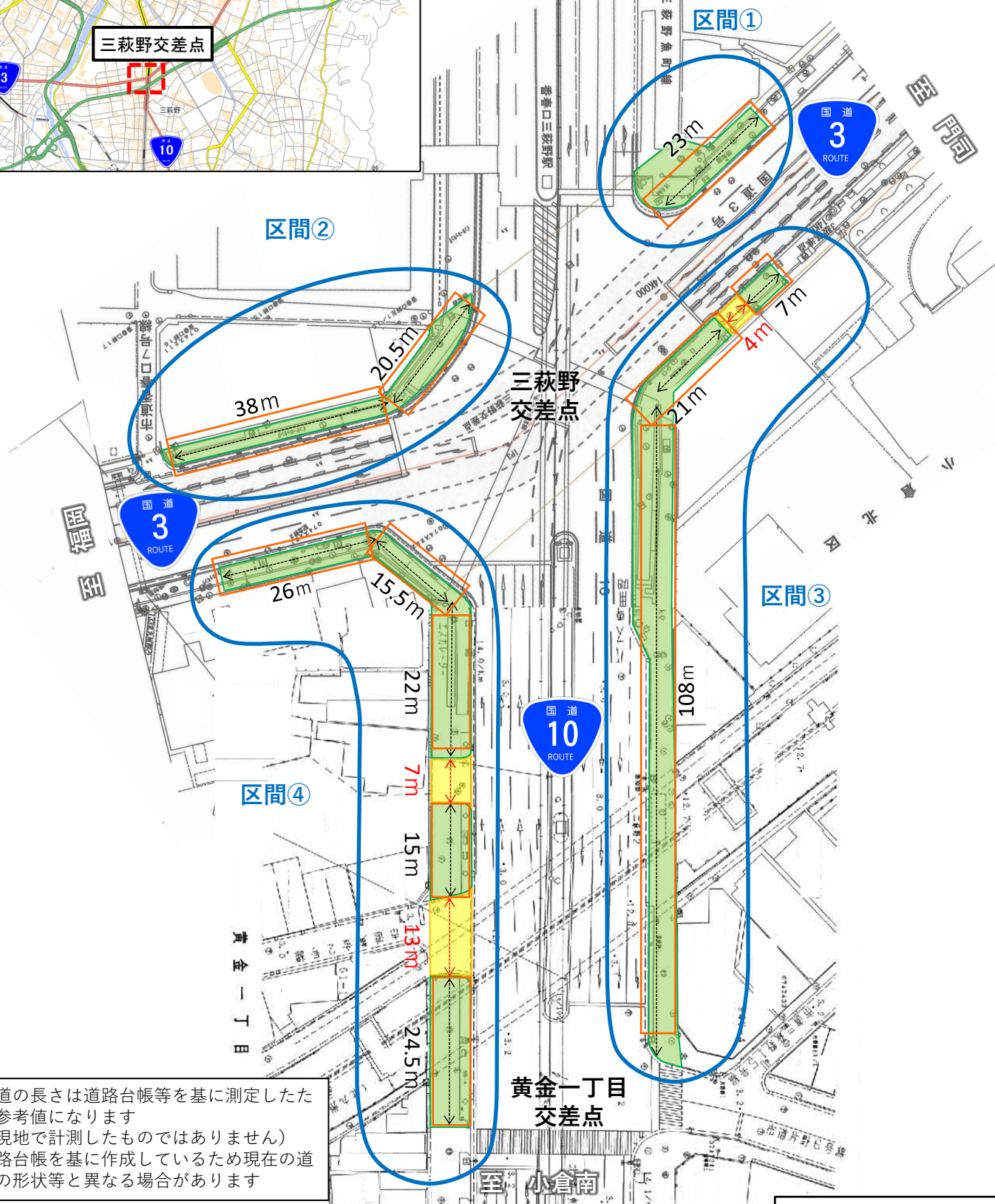
9. 今後のスケジュール(予定)

R7. 2月25日(火)～3月14日(金) 公募期間

R7. 3月～ 実施団体決定、照明灯及びサインボード設置



至 小倉駅



歩道の長さは道路台帳等を基に測定したため参考値になります
(現地で計測したものではありません)
道路台帳を基に作成しているため現在の道路の形状等と異なる場合があります

実際の設置等の詳細は、
実施団体と協議し決定します。

○ 設置可能エリア
× 設置不可エリア

申込日 令和 年 月 日

【「みち^{あか}灯り」プロジェクト】参加申請書国土交通省 九州地方整備局
北九州国道事務所長 殿【「みち^{あか}灯り」プロジェクト】について、下記のとおり参加の申請をします。

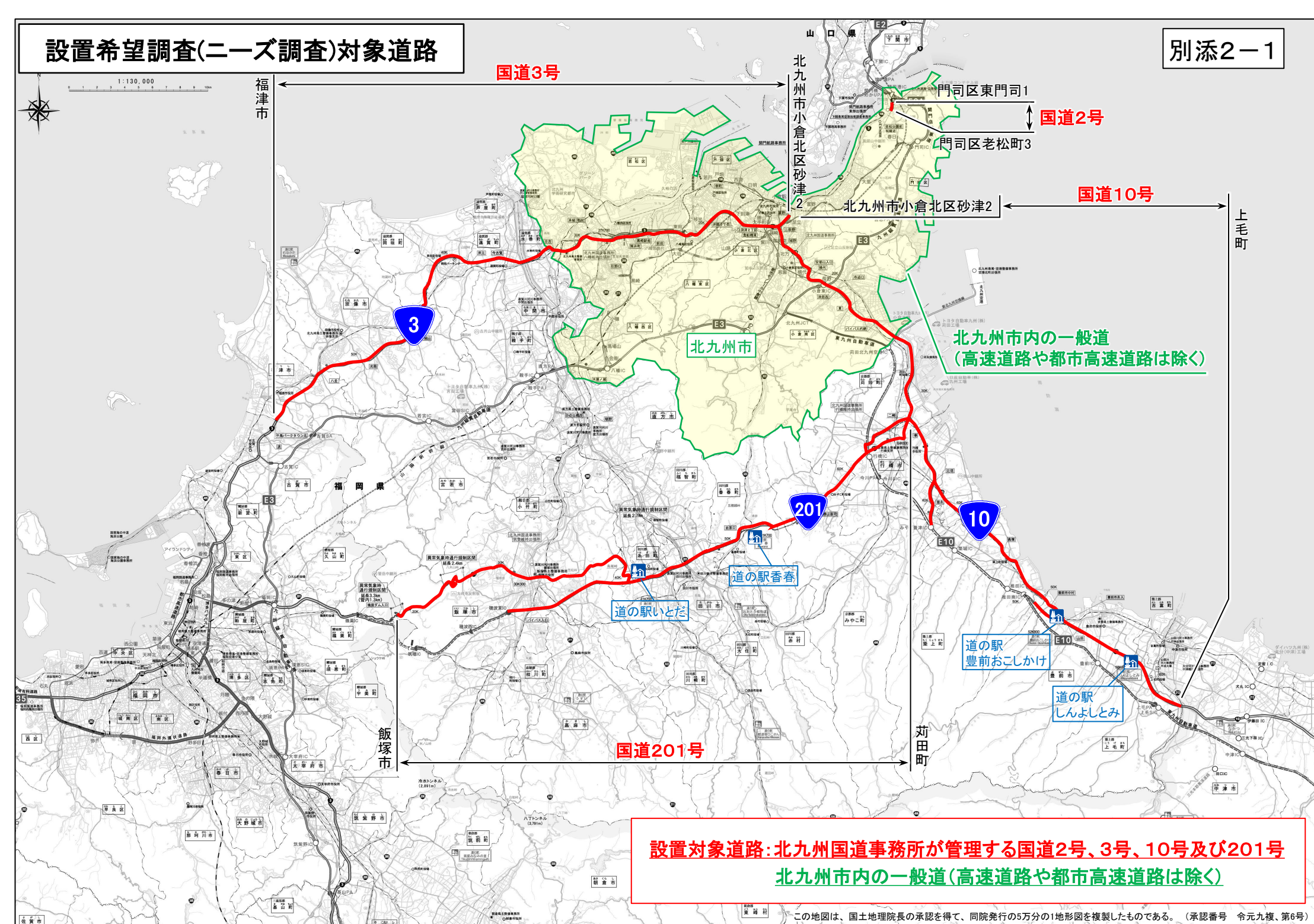
なお、公募概要における応募資格要件を満たす者であること、並びに申請書の内容については事実と相違ないことを誓約します。

会社（団体）名		
住所	〒	
代表者氏名		
電話番号		
メールアドレス		
連絡先窓口	担当者氏名： 電話番号： メールアドレス：	
照明灯設置希望場所	希望なし	【設置可能区間数】（ ）区間 ※1
	希望あり	【設置希望区間番号】（ ）※2

※1 区間は全〇区間（別添図参照）。

※2 設置希望区間は、複数区間設置して頂ける場合は、希望順に番号を記載して下さい。

別添2-1



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。（承認番号 令元九複、第6号）

提出者

企業又は団体名	
住所	
代表者名	
電話番号	
メールアドレス	
設置希望区間 (住所等)	

希望区間箇所がわかる地図・写真等を貼付

地図・写真等